

第2次あきる野市総合計画基本計画（素案）修正事項（各課版）

第1部：総論

頁	該当箇所	回答
3	第1章 第1節	変更前 第二次総合計画・基本計画は、基本構想に示すとおり、基本構想を実現するための施策及びその目標を総合的かつ体系的に示すものです、施策等は、「都市整備分野」「産業振興分野」「市民生活・環境分野」「保健福祉分野」「教育・文化分野」「行財政分野」の6つの分野に分けてまとめ、各分野の現状や課題、目標となる指標、施策の内容を示しています。 変更後 第2次総合計画・基本計画は、基本構想を実現するための施策及びその目標を総合的かつ体系的に示すものです。施策等を体系化するに当たり、「都市整備分野」「産業振興分野」「市民生活・環境分野」「保健福祉分野」「教育・文化・スポーツ分野」「行財政分野」の6つの分野を設定しました。また、各分野では、現状、課題と対応の方向性、基本方針、施策の成果目標、施策の内容を示します。 ◆「都市整備分野」 ◆「産業振興分野」 ◆「市民生活・環境分野」 ◆「保健福祉分野」 ◆「教育・文化・スポーツ分野」 ◆「行財政分野」
3	第2節	変更前 この基本計画の計画期間は、基本構想に示すとおり、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。基本計画は、時代の変化に柔軟に対応できるよう、第二次計画の計画期間を前期と後期の2期に分けて、それぞれの期間を対象としたものを策定します。 変更後 計画期間は、基本構想に示すとおり、令和4年度（2022年度）から令和8年度（2026年度）までの5年間とします。第2次総合計画・基本計画は、時代の変化に柔軟に対応できるよう、計画期間を前期と後期の2期に分けて、それぞれの期間を対象としたものを策定します。
4	第3節	変更後 施策体系図の追加。
5	第2章第1節	変更前 この基本計画の各論は、第一次総合計画・基本計画と同様に、6つの分野ごとに施策体系を構築しています。 一方、将来都市像「豊かな自然と人々の絆に包まれ 人やまち、文化を育む 安全・安心なまち あきる野」の実現に向け、基本理念に基づくまち

		づくりを推進するためには、各分野に位置付けられた施策を推進するだけでなく、基本理念と施策、施策同士の関連性を意識する必要があります。このため、将来都市像や基本理念を踏まえ、分野を超えた「まちづくりのテーマ」を設定するとともに、国の動向、社会経済状況、市民ニーズ等を踏まえた「重点施策」を設定し、6つの分野ごとの個別施策から、重点施策に関連する個別施策を抽出しました。 変更後 将来都市像の実現に向け、基本理念に基づくまちづくりを推進するためには、6つの分野に位置付けた個別施策を推進するだけでなく、基本理念と施策、施策相互の関連性を意識する必要があります。 このため、将来都市像や基本理念を踏まえ、分野を超えた「まちづくりのテーマ」を設定するとともに、国の動向、社会経済状況、市民ニーズ等を踏まえた「重点施策」を設定し、6つの分野ごとの個別施策から重点施策に関連する個別施策を抽出しました。
5	第2節	変更前 第一次計画では 変更後 第1次計画・後期基本計画では
5	第2節	変更後 「まちづくりのテーマ」の設定 第一次計画では「東京のふるさと・あきる野」の魅力と価値を再認識し、成熟した社会におけるまちづくりを進めるため、社会情勢の変化に対応した3つのテーマを設定し、重点施策を抽出しました。 ◆第一次計画における3つのテーマ 第一次計画のテーマを踏まえ、基本構想に定めた「将来都市像」「基本理念」に基づき、第二次総合計画・基本計画における「まちづくりのテーマ」を設定しました。テーマの設定に当たって着目した点は、次のとおりです。 変更前 「まちづくりのテーマ」の設定 第1次計画・後期基本計画では「東京のふるさと・あきる野」の魅力と価値を再認識し、成熟した社会におけるまちづくりを進めるため、社会情勢の変化に対応した3つのテーマを設定し、重点施策を抽出しました。 ◆第1次計画・後期基本計画における3つのテーマ 1 安全・安心なまち 2 みんなが快適でいきいきと暮らせるまち 3 あきる野らしさを活かした活気あるまち 第2次計画では、第1次計画・後期基本計画の3つのテーマを踏まえ、基本構想に定めた「将来都市像」「基本理念」に基づき、「まちづくりのテーマ」を設定します。テーマの設定に当たって着目した点は、次のとおりです。

6	第2節 着目した点	変更前 4 持続的な街の発展に不可欠な「人づくり（支え合い・育成）」の必要性 変更後 4 持続的なまちの発展に不可欠な「人づくり（支え合い・育成）」の必要性
6	第2節 着目した点	変更前 さらに、下表の1～4の「まちづくりのテーマ」を効率的に実現していくため、市内外から、住み続けたいと思われる魅力的なまちとなるよう、本市の魅力発信等に着目した5つ目のテーマを設定しました。 変更後 着目した点を踏まえ、下表の1～4の「まちづくりのテーマ」を設定するとともに、効率的に実現していくため、市内外から、住み続けたいと思われる魅力的なまちとなるよう、本市の魅力発信等に着目した5つ目のテーマを設定しました。
7	第2節(2)	変更後 「まちづくりのテーマ」に沿った「重点施策」の設定表の内容変更。
9	テーマ1	変更前 多くの湧水もみられ、 変更後 多くの湧水が存在し、
11	テーマ2	変更前 本市に潤いともたらす存在として、さらに磨き上げるために、生産基盤の整備や販売施設の拡充などの各種の取組を進めます。 →重点施策「地域資源の保全と活用」を設定 変更後 本市に潤いをもたらす存在として、更に磨き上げるために、農業振興に向けた販売施設の拡充などの各種の取組を進めます。 →重点施策「地域資源の保全・活用」を設定
11	テーマ2	変更前 圏央道や幹線道路の整備により、本市の利便性は向上し、産業立地の可能性等が増しています。また、既存の商店街においては、商工会やハローワーク、商店会を中心に、起業や創業、空き店舗対策等が進められ、一部の地域では、空き店舗への出店に結びついた事例もあります。 本市が持続的に発展できるよう、道路交通網を生かした産業立地のほか、新たな企業と連携したまちづくり等を進めるとともに、商店街の活性化等を継続委し、地域経済力の強化に取り組みます。 →重点施策「仕事づくり（産業の振興に向けた担い手育成・体制づくり支援）」を設定 変更後 圏央道等の整備により、本市の利便性は向上し、企業立地の可能性等が増しています。

		また、既存の商店街においては、商工会や関係機関等により、起業や創業、空き店舗対策等が進められ、一部の地域では、空き店舗への出店に結びついた事例もあります。本市の地域経済力をさらに高めるため、道路交通網を生かした企業立地のほか、新たな企業と連携したまちづくり等を進めるとともに、商店街の活性化等に引き続き取り組みます。 →重点施策「総合的な産業振興策の推進」を設定
11	テーマ 2	変更前 新たな企業と連携したまちづくり等を進めるとともに 変更後 新たな企業と連携したまちづくり等を進めるとともに
13	テーマ 3	変更前 東日本大震災による経験や、気候変動の影響による大雨等の発生リスクが増していることから、災害に対する関心が高まっているとともに、災害に強いまちづくりの必要性が増しています。このため、地域防災力の強化に向け、自助・共助といった市民への防災意識の醸成を図るとともに、防災リーダーの育成、消防力の充実等に取り組みます。また、災害等による被害を和らげ、速やかな復旧復興ができるよう、国土強靱化に取り組みます。 変更後 東日本大震災の記憶と経験に加え、近年、気候変動の影響による大雨等の発生リスクが増していることから、災害に対する関心が高まっているとともに、災害に強いまちづくりの取組が求められています。このため、地域防災力の強化に向け、自助・共助の考えの浸透と市民の防災意識の醸成を図るとともに、防災リーダーの育成、消防力の充実等に取り組みます。また、災害等による被害を最小限に抑え、速やかな復旧復興ができるよう、国土強靱化に取り組みます。
14	テーマ 3	変更前 D X（デジタル・トランスフォーメーション） 変更後 D X
14	テーマ 3	変更前 国や都と連携した地球温暖化対策の推進 変更後 国や東京都と連携した地球温暖化対策の推進
16	テーマ 4	変更前 いきいき暮らしながら育て合うことができるまちづくりを進めます。 変更後 いきいきと暮らしながら育て合うことができるまちづくりを進めます。
16	テーマ 4	変更前 働き手かつ地域の担い手である若年層が、安心して出産でき、子育てと仕事の両立ができ、本市において健やかに暮らしていただけるよう、乳幼

		児の健康診査の実施、子ども・子育てに関する相談窓口の充実、地域における子ども・子育て支援の推進など、子育て支援の充実に取り組みます。 変更後 働き手であり地域の担い手でもある若年層が、安心して出産でき、子育てと仕事の両立ができ、本市において健やかに暮らしていただけるよう、乳幼児の健康診査の実施、子ども・子育てに関する相談窓口の充実、地域における子ども・子育て支援の推進など、子育て支援の充実に取り組みます。
16	テーマ 4	変更前 子ども達 変更後 子どもたち
16	テーマ 4	変更前 町内会・自治会は、本市において地域コミュニティの中心的な役割を果たしており、まちづくり等で果たす役割はさらに重要になっています。また、子ども達の育成や伝統芸能の保存活動は、地域における繋がり 変更後 町内会・自治会は、本市において地域コミュニティの中心的な役割を果たしており、まちづくり等で果たす役割は、更に重要になっています。また、子どもたちの育成や伝統芸能の保存活動は、地域におけるつながり
16	テーマ 4	変更前 仕組み作り 変更後 仕組みづくり
16	テーマ 4	変更前 暮らすせるまちづくりが必要です。こうしたことから、介護予防・フレイル予防を推進するとともに、介護人材の確保や介護保険事業の基盤の整備など、高齢者や介護者を社会や地域で支える仕組み作り 変更後 暮らせるまちづくりが必要です。こうしたことから、介護予防・フレイル予防を推進するとともに、介護人材の確保や介護保険事業の基盤の整備など、高齢者や介護者を社会や地域で支える仕組みづくり
20	テーマ 5	変更前 様々な形で本市に関わっていただける方を増やしていくことが重要です。現在、本市にお住まいの方に住み続けていただく、また、本市に関わっていただける方等を増やすため、本市の魅力を知っていただけるよう、観光プロモーションなどの様々な機会を通じて、本市の魅力を発信します。また、本市に住み続けていただくためには、本市への愛着を深めていただくとともに、誇りを持っていただくことが重要 変更後 様々な形で本市に関わる方を増やしていくことが重要です。このため、本

		市にお住まいの方に住み続けてもらえるよう、また、本市に関わる方等を増やすため、本市の魅力を知ってもらえるよう、観光プロモーションなどの様々な機会を通じて、本市の魅力を発信します。また、本市に住み続けてもらうためには、本市への愛着を深め、誇りを持っていただくことが重要
22	第3章 第1節・第2節	変更前 平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択されたSDGsは、17のゴールと169のターゲットで構成された国際社会共通の目標であり、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、総合的に取り組むこととしています。我が国においても、平成28年（2016年）に、政府内にSDGs推進本部を設置するとともに、SDGs実施方針を策定し、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者をめざす」旨と、SDGs達成に向けた自治体の役割や、自治体に取り組むことの重要性が示されました。これらのことから、本市においても、SDGsの達成に向け、取組を進めていく必要があります。先に示したとおり、SDGsは、経済・社会・環境といった広範囲な課題を対象としており、本計画に位置付けた施策の対象と同様であることから、本市では、本計画の各種施策を着実に推進することで、本計画に掲げる将来都市像の実現とSDGsの達成を目指すこととします。 変更後 第1節 SDGsの位置付けと考え方 平成27年（2015年）9月の国連サミットで採択されたSDGsは、17の目標と169の具体的目標で構成された国際社会共通の目標であり、「誰一人取り残さない」社会の実現を目指し、経済・社会・環境をめぐる広範な課題に、総合的に取り組むこととしています。 我が国においても、平成28年（2016年）に、政府内にSDGs推進本部を設置するとともに、SDGs実施方針を策定し、「持続可能で強靱、そして誰一人取り残さない、経済、社会、環境の統合的向上が実現された未来への先駆者をめざす」旨と、SDGs達成に向けた自治体の役割や、自治体に取り組むことの重要性が示されました。 これらのことから、本市においても、SDGsの達成に向け、取組を進めていく必要があります。先に示したとおり、SDGsは、経済・社会・環境といった広範囲な課題を対象としており、本計画に位置付けた施策の対象と同様であることから、本市では、本計画の各種施策を着実に推進することで、本計画に掲げる将来都市像の実現とSDGsの達成を目指すこととします。 第2節 SDGsと施策との関係性 SDGsに掲げられた17の目標と169の具体的目標は、国際的な視点で設定されています（図1、次頁に掲載）。

27	第3節	変更後 下記文言を追記。 第3節関わりの深いSDGsの目標 図2に示すとおり、本計画に位置付けられた28の施策は、SDGsの目標のいずれかに関連しており、また、SDGsに掲げられた17の目標も、本計画に位置付けられた施策のいずれかに関連しています。 SDGsの目標のうち、関連する施策数が多かったものは、次の3つとなります（上位3位まで）。 表1 関連する施策の多いSDGsの目標（上位3位） <table border="1"> <thead> <tr> <th>目標</th><th>目標の内容</th><th>関連する施策数</th></tr> </thead> <tbody> <tr> <td>  17 パートナシップで目標を達成しよう </td><td>持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する</td><td>22</td></tr> <tr> <td>  11 住み続けられるまちづくりを </td><td>都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする</td><td>14</td></tr> <tr> <td>  8 働きがいも経済成長も </td><td>すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する</td><td>13</td></tr> <tr> <td>  4 質の高い教育をみんなに </td><td>すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する</td><td>13</td></tr> </tbody> </table> SDGsの目標17「パートナーシップで目標を達成しよう」では、先進国と開発途上国との連携に関する具体的目標のほか、官民や市民社会のパートナーシップの推進に関する具体的目標が位置付けられています。 市では、施策推進の基本姿勢としている「協働のまちづくりの推進」は、施策全般に横断的に関わるものであることから、この目標に関連する施策数は非常に多くなっています。また、これ以外では、まちづくりや経済成長、教育に関する目標に関連する施策が多くなっています。	目標	目標の内容	関連する施策数	 17 パートナシップで目標を達成しよう	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	22	 11 住み続けられるまちづくりを	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする	14	 8 働きがいも経済成長も	すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する	13	 4 質の高い教育をみんなに	すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	13
目標	目標の内容	関連する施策数															
 17 パートナシップで目標を達成しよう	持続可能な開発に向けて実施手段を強化し、グローバル・パートナーシップを活性化する	22															
 11 住み続けられるまちづくりを	都市と人間の居住地を包摂的、安全、強靱かつ持続可能にする	14															
 8 働きがいも経済成長も	すべての人のための持続的、包摂的かつ持続可能な経済成長、生産的な完全雇用およびディーセント・ワーク（働きがいのある人間らしい仕事）を推進する	13															
 4 質の高い教育をみんなに	すべての人々に包摂的かつ公平で質の高い教育を提供し、生涯学習の機会を促進する	13															
28	第4章 第1節	変更後 第1節 PDCA サイクルによる進捗管理 第2次計画が、「あきる野市まち・ひと・しごと創生総合戦略」を内包するものであること等を踏まえ、将来都市像「豊かな自然と人々の絆に包まれ人やまち、文化を育む安全・安心なまちあきる野」の実現に向けて、本計画の各分野に設けた指標等を用いて、毎年度、施策の進捗管理を行い、必要に応じて、施策の推進方法の見直し等（改善）を行います。 また、次期基本計画の策定に当たっては、本計画の成果を検証し、次期基本計画に反映させていきます。															

なお、進捗管理は、PDCA サイクル（計画－実行－評価－改善）の手法を活用します。

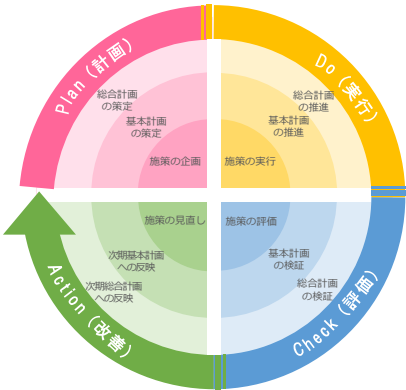


図 3 PDCAサイクルによる進捗管理のイメージ

第 2 節進捗管理の体制

第 1 節で示す本計画の進捗管理は、あきる野市総合計画審議会にて審議し、その結果を市に報告します。報告された結果は、市の行財政の基本方針、重要施策等を審議決定する経営会議にて審議します。

第 2 節

変更後

第 2 節 進捗管理の体制

第 1 節で示す本計画の進捗管理は、あきる野市総合計画審議会にて審議し、その結果を市に報告します。報告された結果は、市の行財政の基本方針、重要施策等を審議決定する経営会議にて審議します。

第 5 章

変更後 下記図を挿入。

SDGsの17のゴールのうち、関連するゴールについて、アイコンを用いて表示しています。

第 1 節 快適で住み続けられる都市づくりの推進

現状

- 市では、「都市計画マスタープラン」に基づき、良好な市街地の創出と、快適で住み続けられる都市づくりの推進に向け、計画的なまちづくりに取り組んでいます。
- 現在、武蔵野駅北口土地活用開発事業を進めており、令和 7 年度に完了する見込みです。
- 市の行政区域 7,347ha のうち、森林や丘陵地などの自然地域が 7割を占めています。市街地は、台地帯を中心に、既存の集落と土地活用開発事業等により形成されています。令和 3 年 4 月 1 日現在の市街化区域は 16.3% (1196.0ha)、市街化調整区域は 62.7% (4,126.0ha) となっています。
- 空き家について、防災・防犯、衛生上の観点から、適正管理や活用が求められているため、あきる野市空き家対策計画を策定し、総合的な空き家対策に着手しました。

課題と対応の方向性

- 震災・風水害、これらに起因する土砂災害などに備えた防災まちづくりや国・県の整備計画等を生かした産業集積・拠点集積の強化など、市街化区域及び市街化調整区域における適正な土地利用の推進が必要で。
- 人口減少社会においては、地域の特性や課題を踏まえながら、既存のストックの有効な活用などにより、まちづくりを進める必要があります。また、都市機能の集積や、地域の生活機能の維持に向けて、都市のコンパクト化政策を推進しながら、健康型社会の形成や成熟期に移行した都市づくりへと方向転換を図ることが必要です。
- 人口減少や高齢化の進行などにより、管理されない（できない）空き家の増加が懸念されることから、あきる野市空き家対策計画に基づき総合的な空き家対策の更なる推進が必要です。

課題を解決するための基本的な方針を記述しています。

基本方針

- 人口減少社会における自立性の高い都市の形成に向け、地域の特性に応じて、市民の生活を支える様々な都市機能や居住機能を再編・集約し、集約型の地域構造を有する都市づくりを進めます。
- 既存ストックの有効な活用などを図るとともに、積極的な開発の創出や地区にふさわしい土地利用を誘導するなど、快適で住み続けられる都市づくりを進めます。

施策の成果目標

項目	実績値		目標値
	令和 2 年度	令和 8 年度	
まちづくり策の実定率	0%	100% (令和 13 年度)	
産業系土地利用面積 (工業団地・旧市街地・旧市街地等集約区域)	0ha	2,800ha (令和 7 年度)	
土地活用開発事業進捗率 (事業費 1 億円)	5.5%	100% (令和 7 年度)	
管理不全の空き家の是正済み件数	115 件	200 件	
まちづくり策の実定率	0%	100% (令和 13 年度)	

施策の目標を成果目標で示しています。ただし、適当な成果目標（アウトカム）がない場合は、活動指標（アウトプット）で示しています。年度合計、年度平均で表示し、類型の場合は年度未までの累計です。※特に記述がある場合を除く。

		課題を解決するため、基本方針を踏まえ、具体的な施策や取組内容を記述しています。 個別施策のタイトル 個別施策を構成する、具体的な取組を記述しています。 ① 1 計画的な土地利用の推進 ① 市街化区域及び市街化調整区域の適正な土地利用の推進 都市計画マスタープランによる計画的な市街地形成の推進や、都市農地や自然環境等に覆れた区域の開発の抑制を図るなど、人口減少社会に対応したまちづくりに向け、市街化区域及び市街化調整区域の適正な土地利用を推進します。また、都市のスポンジ化対策や成熟型社会の形成、成熟期に移行した都市づくりの必要性を踏まえ、民間・公共の既存ストックを有効に活用したまちづくりへと転換していきます。 ② 圏央道インターチェンジ周辺地区の土地利用転換の推進 圏央道及び秋川河川敷跡地など、圏央道あきる野インターチェンジ及び旧の山インターチェンジ周辺地区については、地域の特性に応じた適正な土地利用転換を推進します。 2 居住環境の整備 ① 宅地開発事業等への指導 中高層建築物の建設や一定規模以上の開発行為といった宅地開発事業などに対しては、生活環境の向上や公共・公益施設等の立地を考慮し、地域と調和のとれた計画となるよう、開発事業者に対して必要な指導を実施します。また、国が定めた国土強靱化基本計画に基づき、開発行為等による大規模盛土造成地に対し、大規模地盤における被害の防止・軽減及び復旧コストの低減のため、必要な指導等を行い、安全性の確保に努めます。 ② 地区計画等を利用したまちづくりの推進 地区計画による地区施設の整備計画が定められている地区においては、道路や広場などの基盤整備とともに、新たな開発や既存のまちの環境保全などを図るため、地区計画等を活用した、地区単位のまちづくりの取組を推進します。 ③ 市営住宅ストック総合活用計画の推進 市営住宅ストック総合活用計画（市営住宅長寿命化計画）に基づき、適切な維持管理等により長寿命化を図るとともに、効率的かつ効果的な市営住宅ストックの活用を推進します。 3 市街地の整備 ① 土地活用促進事業による新市街地の形成 新藤田田園調布地区は、土地活用促進事業により産業系複合市街地の形成を図ります。また、今後、新たに開発される土地活用促進事業は、組合等が主体となった民間施行による実施を検討します。 ② 民間活力による新市街地の形成 周辺市街地の状況等により、土地利用転換に対する市場ニーズが顕著な地区では、民間主体によるまちづくりの実施を検討し、新市街地の形成を図ります。 4 空き家対策の推進 ① 空き家の適正管理の促進 空き家の実態把握に努め、市民生活の安全と安心を確保するため、建物所有者への指導等を通じ、管理されていない空き家の適正管理を促進します。 ② 総合的な空き家対策の検討推進 利活用が可能な空き家については、空き家の提供者と利用者希望者を結ぶ「空き家バンク」、観光や農業などの地域特性を生かした有効活用の取組など、総合的な空き家対策を検討推進します。
--	--	---

第2部：各論

・第1章：都市整備分野

36	第1節 現状	変更前 - 市の行政区域 7,347ha のうち、森林や丘陵地などの自然地在が7割を占め、ています。市街地は、台地部を中心に、既存の集落や土地区画整理事業等により形成されています。令和3年4月1日現在の市街化区域は16.3%（1198.0ha）、市街化調整区域は83.7%（6,136.0ha）となっています。 - 空き家について、防災・防犯、衛生上の観点から、適正管理や活用が求められていることから、あきる野市空家等対策計画を策定し、総合的な空き家対策に着手しました。 変更後 - 市の行政区域 7,347ha のうち、森林や丘陵地などの自然地在が7割を占め、ています。市街地は、台地部を中心に形成されています。また、市の全域は都市計画区域で令和3年4月1日現在の市街化区域*は16.3%（1198.0ha）、市街化調整区域*は83.7%（6,136.0ha）となっています。 - 市では市内に点在する空き家について、防災、衛生上の観点から、適正管理を推進するほか利活用により空き家の解消を図るため、あきる野市空家等対策計画を策定し、総合的な空き家対策を進めています。
36	課題と対応の方向性	変更前 - 震災・風水害、これらに起因する土砂災害などに備えた防災まちづくりや圏央道の整備効果等を生かした産業機能・拠点機能の強化など、市街化区域及び市街化調整区域における適正な土地利用の誘導が必要です。 - 人口減少社会においては、地域の特性や課題を踏まえながら、既存のストックの有効な活用などにより、まちづくりを進める必要があります。また、都市機能の集積や、地域の生活機能の維持に向けて、都市のスポンジ化対策を推進しながら、循環型社会の形成や成熟期に移行した都市づく

		りへと方向転換を図ることが必要です。 変更後 - 震災・風水害、これらに起因する土砂災害などに備えた防災まちづくりや圏央道の整備効果等を生かした産業機能・拠点機能の強化など、持続可能な都市づくりや地域特性に応じた適正な土地利用の誘導を今後も継続することが必要です。 - 人口減少社会においては、地域の特性や課題を踏まえながら、既存ストックを有効に活用し、まちづくりを進める必要があります。また、都市機能の集積や、地域の生活機能の維持に向けて、都市のスポンジ化*対策を推進しながら、循環型社会の形成や成熟期に移行した都市づくりへと方向転換を図ることが必要です。
37	基本方針	変更前 既存ストックの有効な活用など 変更後 既存ストックの有効な活用のほか
38	施策の内容 1 ①	変更前 ① 市街化区域及び市街化調整区域の適正な土地利用の推進 都市計画マスタープランによる計画的な市街地形成の推進や、都市農地や自然環境等に優れた区域の開発の抑制を図るなど、人口減少社会に対応したまちづくりに向け、市街化区域及び市街化調整区域の適正な土地利用を推進します。また、都市のスポンジ化対策や循環型社会の形成、成熟期に移行した都市づくりの必要性を踏まえ、民間・公共の既存ストックを有効に活用したまちづくりへと転換していきます。 変更後 ① 地区の特性に応じた適正な土地利用の推進 都市計画マスタープランによる計画的な市街地形成の推進、都市農地や自然環境等に優れた区域の開発の抑制を図るなど、人口減少社会に対応したまちづくりに向け、地区の特性に応じた適正な土地利用を推進します。また、都市のスポンジ化対策や循環型社会の形成、成熟期に移行した都市づくりの必要性を踏まえ、民間や公共を問わず、地域の既存ストックを有効に活用していきます。
38	施策の内容 3 ①	変更前 武蔵引田駅周辺地区は、土地区画整理事業により産業系複合市街地の形成を図ります。また、今後、新たに実施される土地区画整理事業は、組合等が主体となった民間施行による実施を検討します。 変更後 武蔵引田駅周辺地区は、土地区画整理事業により産業系複合市街地の形成を図ります。また、今後、新たに実施される土地区画整理事業は、組合等が主体となった土地利用、基盤整備及び市街地の整序により一体的に市街地形成を図る地区については、民間施行等を含め、土地区画整理事業を推進します。

39	施策の内容 3 ②	変更前 ② 民間活力による新市街地の形成 周辺市街地の状況等により、土地利用転換に対する市場ニーズが期待される地区では、民間主体によるまちづくりの実施を検討し、新市街地の形成を図ります。 変更後 ②民間活力による新市街地の形成 周辺市街地の状況等により、土地利用転換に対する市場ニーズが期待される地区では、土地区画整理組合等、民間主体によるまちづくりの実施を検討し、新市街地の形成を図ります。
39	施策の内容 3 ③・④	変更前 下記の内容を削除 4 空き家対策の促進 ① 空き家の適正管理の促進 空き家の実態把握に努め、市民生活の安全と安心を確保するため、建物所有者への指導等を通じ、管理されていない空き家の適正管理を促進します。 ② 総合的な空き家対策の検討推進 利活用が可能な空き家については、空き家の提供者と利用希望者を結ぶ「空き家バンク」、観光や農業などの地域特性を生かした有効活用の取組など、総合的な空き家対策を検討推進します。 変更後 下記の内容を追加 ③ 空き家の適正管理 空き家の実態把握に努め、市民生活の安全と安心を確保するため、建物所有者への指導等を通じ、管理されていない空き家の適正管理を図り、市街地の荒廃や空洞化が発生しないよう、市街地の維持に努めます。 ④ 既存ストックとしての空き家の活用 利活用が可能な空き家については、空き家の提供者と利用希望者を結ぶ「空き家バンク」のほか、観光や農業などの地域特性を生かした有効活用の取組を推進します。
40	第2節現状	変更前 市では、道路や水路、公園などの公共施設においては、市民と協働のまちづくりの取組としてアダプト制度を取り入れており、市民等が自発的に取り組む緑化や美化、清掃などを支援しています。 変更後 道路や公園などの公共施設においては、街路樹や公園施設として、緑の確保の取組を進めています。また、市民と協働のまちづくりの取組としてアダプト制度*を取り入れており、市民等が自発的に取り組む緑化や美化、清掃などを支援しています。
40	課題と対応の方向性	変更前 市街地に存在する緑地について、市街地における空洞化への対応や、密集した市街地における防災やゆとりある良好な市街地環境を創出する上

		で、地域制緑地の在り方の抜本的な見直しが必要です。 ・ 崖線部の緑地では、近年、大型台風による倒木などの懸念があることから、きめ細やかな管理が必要です。 ・ 都市的土地利用と生物多様性との共生を図る区域においては、計画的に緑地の適正な保全と緑化の推進を図るとともに、都市的土地利用を制限する制度の検討が必要です。 変更後 ・ 市街地に存在する緑地について、市街地における空洞化への対応や、ゆとりある良好な市街地環境を創出することが必要です。 ・ 都市的土地利用を図る区域においては、適切かつ計画的な緑地の保全と創出を図ることが必要です。 ・ 道路や公園等は、継続的な維持管理が求められます。そのためには、通常の維持管理のみならず、市民との協働のまちづくりとして、現在取り組んでいるアダプト制度等を継続する必要があります。しかしながら、登録団体の高齢化等により、団体数が減少傾向にあることから、協働のまちづくりを進めるためには、魅力的なきっかけづくりや意識の醸成等が必要です。
41	基本方針	変更前 ・ 都市的土地利用における緑地空間の創出と都市的な土地利用を抑制する緑地空間の保全の二面性を確保していくために、市民に親しまれ、憩いの場である公園や都市緑地等の保全・整備を進めます。 ・ 市民が快適な生活を送ることができるよう、良好で自然と調和した市街地を形成するための景観づくりに取り組みます。 変更後 ・ 都市的土地利用における緑地空間の創出と都市的土地利用を抑制し緑地空間の保全の二面性を確保していくため、公園や都市緑地等の保全・創出に努めます。 ・ 市民が快適な生活を送ることができるよう、良好で自然と調和した市街地の形成に取り組みます。
41	施策の内容	変更前 1 緑豊かな環境づくりへの総合的な取組 ① 緑確保の推進 保全すべき緑と確保すべき緑を明確にしながら、計画的に緑の保全、創出及び活用を図るため、生物多様性あき野戦略を踏まえた緑地の配置や都市農地等の確保など、緑の確保を進めます。 ③ 市民参加の継続 道路や水路、公園などの公共施設において、市民等が自発的に緑化や美化、清掃などの活動を行うことにより、環境美化に対する市民意識の高揚及び地域コミュニティの活性化を図るため、アダプト制度へ登録する団体を増やす方法の検討や、地域の子どもの環境学習の一環としての活動推進、地域等への資材等の提供・備品の貸出等による市民参加を推進しま

		す。 2 公園・緑地の整備保全 ① 公園・緑地の適正管理 市民に親しまれ、憩いの場であり、火災の延焼防止機能も有する公園・緑地等について、適宜整備・確保に努めます。また、公園は安全に利用できるよう、適切に管理します。また、既存市街地における公園の整備及び機能強化について検討していきます。 変更後 1 緑豊かな環境づくりへの総合的な取組 ① 緑確保の推進 保全すべき緑と確保すべき緑を明確にしながら、緑の保全、創出及び活用に努めます。 ③ 市民参加による地域づくり 市民の生活に密着した道路や公園等の地域づくりを推進するには、身近な環境づくりに対する市民意識の高揚や地域コミュニティの活性化を図る必要があるため、市自らも手本となる施策を検討し、市民参加を継続します。 2 公園・緑地の保全・創出 ① 公園・緑地の適正管理 市民に親しまれ、憩いの場である公園は安全に利用できるよう、適切に管理するとともに、緑地機能の保全を図ります。また、公園機能の多様性について検討していきます。
43	第3節現状	変更前 ・ 都市計画道路は20路線で、総延長が約38,700mあり、令和3年度現在の整備済延長は26,620mで、整備率は68.8%になっています。また、道路の維持補修は、幹線道路などの優先順位の高い路線から整備を行っています。 ・ 公共交通機関であるJR五日市線の乗降者数は、平成20年度以降概ね減少傾向であり、令和2年度の市内5駅合計の1日平均乗降者数は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、15,961人となっています。 ・ 公共下水道の令和2年3月31日現在の整備率は、都市計画決定面積約1,659haのうち、80.47%（約1,335ha）となっています。 ・ 市では、河川等の水質を保全するため、下水道認可区域外において、汚水を処理する合併処理浄化槽の設置者に対し、補助を行っています。合併処理浄化槽は、公共下水道と同様に、汚水処理の手法の一つと位置付けられています。 ・ 市内には、秋川、平井川、多摩川の3つの流域が存在しており、国、東京都、市の河川管理者により、水質汚濁の対応を進めるとともに、水量や親水性、生態系などの維持・保全により、河川が本来持つ機能を守ってきました。

		変更後 ・ 都市計画道路*は 20 路線で、総延長が約 38,700m あり、令和 3 年度現在の整備済延長は 26,620m で、整備率は 68.8% になっています。 ・ 市道の維持補修は、幹線道路などの優先順位の高い路線から整備を行っています。 ・ 公共交通機関の一つである J R 五日市線の 1 日平均の乗車人員は、平成 20 年度以降概ね減少傾向であり、令和 2 年度の市内 5 駅合計の 1 日平均の乗車人員は、新型コロナウイルス感染症の影響もあり、15,961 人となっています。 ・ 公共下水道の令和 3 年 3 月 31 日現在の整備率は、都市計画決定面積約 1,659ha のうち、80.47% (約 1,335ha) となっています。 ・ 市内には、秋川、平井川、多摩川の 3 水系及びその流域が存在し、国、東京都及び市の河川管理者により、維持・管理を行ってきました。
43	課題と対応の方向性	変更前 ・ 道路については、市内外を結ぶ幹線道路や地区の幹線道路、生活道路など、体系的な道路網を構築し、それぞれの機能に応じた整備を進めていくことが必要です。また、舗装・付属物の老朽化により、維持補修の充実が必要です。 ・ 人口減少社会に対応したまちづくりを進めるに当たり、本市の污水处理について、合併処理浄化槽の取扱い等を検討していくことが必要です。 ・ 市内の河川について、国や東京都との連携の下、河川環境の維持・保全とともに、治水・利水・環境を柱に、より親しみやすい河川環境の整備について検討します。市が管理する河川のうち、主な河川については、近年の気候変動による影響を踏まえた整備計画の策定が必要です。 変更後 ・ 東京都における都市計画道路の整備方針に基づき、幹線道路網の骨格となる都市計画道路の整備が必要です。 ・ 市内外を結ぶ幹線道路や地区の幹線道路、生活道路など、体系的な道路網を構築し、それぞれの機能に応じた整備を進めていくことが必要です。 ・ 道路の舗装・付属物の老朽化により、歩行者や自転車、自動車の通行に支障が生じることがないように、維持補修の充実が必要です。 ・ 市内の法定外河川は、法定河川を管理する国や東京都と連携し、河川の維持・保全を行っています。市が管理する河川のうち、主な河川については、近年の気候変動による影響を踏まえ、治水や利水に対応した河川整備の在り方を検討する必要があります。
44	基本方針	変更前 交通需要等に注視しながら 変更後 交通需要等を注視しながら

44	基本方針	変更前 車両の通行 変更後 自動車の通行
45	施策の内容 1 ①	変更前 市が整備を行う都市計画道路は、面的整備などの手法も取り入れ、早期建設を推進します。また、東京都が整備を行う都市計画道路のネットワーク化を図るため、東京都と連携し、建設を促進します。 変更後 東京都における都市計画道路の整備方針に基づく都市計画道路の整備を推進・促進します。また、面的整備などの手法も取り入れつつ、東京都と連携し、道路ネットワークの骨格形成を図ります。
45	施策の内容 1 ②・③	変更後 ②と③の施策の順番入れ替え。
46	施策の内容 3	変更前 ① 下水道整備事業の推進 策定作業を進めている（仮）汚水整備計画に基づき、下水道整備事業を推進します。 ② 下水道施設の維持管理及び緊急対応の充実 下水道施設については、民間活力を活用し維持管理するとともに、緊急時対応の充実を図ります。 ③ 雨水排水幹線の整備 大雨による浸水被害を防止するため、水はけの悪い低地等の雨水排水幹線の整備に努めます。 ④ 下水道整備区域における下水道利用の促進 下水道整備区域の未接続家屋者に対し、市広報紙や市ホームページなどにより下水道利用を周知します。 ⑤ 生活排水対策の推進 家庭から排出される汚水（生活排水）の環境への負荷を低減させるため、下水道未整備区域を対象とする合併処理浄化槽設置事業など、生活排水対策を推進します。 ⑥ 汚水処理の在り方の検討 人口減少社会に対応したまちづくりを進めるに当たり、公共下水道や合 併処理浄化槽の特性等を検証し、本市の汚水処理の在り方を検討するとともに、（仮）汚水整備計画を策定します。 （仮）汚水整備計画の策定に当たっては、今後の施設の更新や維持管理、使用料など、長期的なマネジメントの観点から、汚水処理施設等の整備の在り方を併せて検討します。 変更後 3 汚水処理による持続可能な公共水域の保全

		① 下水道整備事業の推進 下水道事業経営戦略及び策定作業を進めている（仮）汚水整備計画に基づき、下水道整備事業を推進します。 ② 下水道施設の維持管理及び緊急対応の充実 下水道施設については、民間活力による維持管理を推進するとともに、ストックマネジメント計画に基づき計画的に更新します。
46	施策の内容 4	変更前 ① 河川の整備 国や東京都との連携の下、市が管理する河川のうち、主な河川について、整備計画を策定します。 ② 河川の維持管理・更新の推進 河川の長寿命化を図るため、河川維持補修箇所の優先順位計画を策定し、維持管理・更新を推進します。 ③ 河川施設の整備・維持管理 河川環境の維持・保全とともに、治水・利水・環境を柱に、より親しみやすい河川環境の整備を推進します。 変更後 ① 河川施設の整備・維持管理 河川の維持・保全とともに、治水・利水整備について検討します。必要に応じて、自然に近く良好な水辺環境を損なわないよう配慮します。

・第2章：産業振興分野

47	タイトル	変更前 第1節 地域特性を活かした産業振興の促進 第3節 歩きたくなるまちあきる野をめざした観光業の振興 変更後 第1節 地域特性を生かした産業振興の促進 第3節 歩きたくなる街あきる野を目指した観光業の振興
48	第1節 課題と対応の方向性	変更前 優位性等を生かした産業振興や産業振興 変更後 優位性等を生かした産業振興
48	第1節 課題と対応の方向性	変更前 武蔵引田駅周辺 変更後 武蔵引田駅周辺地区
48	第1節 課題と対応の方向性	変更前 地域産業の持続的な発展に向けて、事業承継の支援や起業しやすい環境の整備などが必要です。 変更後

		地域産業の振興と持続的な発展に向けて、事業承継の支援や起業しやすい環境の整備などが必要です。
49	第1節 基本方針	変更前 地域特性を活かした 変更後 地域特性を生かした
49	第1節施策の内容1 ②	変更前 計画的な産業立地の推進 変更後 計画的な企業立地の推進
50	第2節 現状	変更前 広域的な集客力をもつ商業施設の進出や消費スタイルの多様化を背景に、本市においては、空き店舗対策等の商店街づくりの取組の効果などから、1商店街当たりの平均店舗数が増加傾向にあります。 変更後 広域的な集客力をもつ商業施設の進出や消費スタイルの多様化を背景に、全国的に商店街の平均店舗数が減少し、空き店舗等が増加している中、本市においては、空き店舗対策等の商店街づくりの取組の効果などから、1商店街当たりの平均店舗数が、ここ数年では増加傾向にあります。
50	第2節 現状	変更前 Bi@Sta が平成 29 年度に実施したあきる野商工会の会員へのアンケート調査では、本市の経営者のうち、 変更後 Bi@Sta（ビスタ）が平成 29 年度に実施したあきる野商工会の会員へのアンケート調査では、経営者のうち、
50	第2節 現状	変更前 5年間の起業実績は70人 変更後 5年間の起業実績は69人
50	第2節 現状	変更前 デジタル・トランスフォーメーション 変更後 DX
51	基本方針	変更前 中小企業への融資制度の充実などに努め、 変更後 融資制度の充実などに努め、
52	第2節 施策の内容2①	変更前 商店街振興プランに基づき、商店街がにぎわいを創出する活性化事業を支援するとともに、活力と魅力ある商店街づくりを推進します。

		変更後 商店街がにぎわいを創出する活性化事業を支援するとともに、活力と魅力ある商店街づくりを推進します。
52	第2節 施策の内容 2②	変更前 商店街における空き店舗のリノベーションや創業希望者への支援を行うことで、空き店舗の活用を促進します。 変更後 空き店舗のリノベーションや創業希望者への支援を行うことで、空き店舗の活用を促進します。
52	第2節 施策の内容 2④	変更前 ICT等の活用により、事業者が、市場の変化を的確に捉え、持続可能な事業を展開できるよう、事業者によるICTの導入等を支援します。 変更後 商工業者が、市場の変化を的確に捉え、持続可能な事業を展開できるよう、ICTの活用を促進します。
52	第2節 施策の内容 2③	変更前 地域特性を活かした事業 変更後 地域特性を生かした事業
53	第3節タイトル	変更前 歩きたくなる街あきる野をめざした観光業の振興 変更後 歩きたくなる街あきる野を目指した観光業の振興
53	第3節現状	変更前 五日市憲法草案や郷土芸能などの素晴らしい歴史・文化、貴重な地質・地形や化石などの自然遺産など、 変更後 地域の歴史を物語る文化遺産や郷土芸能、貴重な地質・地形や化石その他の自然遺産など、
53	第3節現状	変更前 #秋川溪谷 変更後 秋川溪谷
53	第3節現状	変更前 令和3年2月現在3万9千件 変更後 令和3年10月現在45,000件
53	第3節課題と対応の 方向性	変更前 観光業者などと連携し、観光産業を発展させることが必要です。

		変更後 観光業者などとの連携を深め、観光産業を発展させる必要があります。
53	課題と対応の方向性	変更前 地域資源を活かしたツーリズムの確立に取り組む必要があります。 変更後 地域資源を活用したツーリズムの確立に継続して取り組む必要があります。
54	第3節基本方針	変更前 東京のふるさと・あきる野の魅力を発信し、観光客の増加と観光産業の発展をめざす「観光都市あきる野」の取組を推進します。 変更後 東京のふるさと・あきる野の魅力を発信し、観光客の増加と観光産業の発展を目指す「観光都市あきる野」の取組を推進します。
54	第3節基本方針	変更前 地域住民や商工業者、観光業者などとの連携の下、自然の豊かさと都市機能を併せ持つ本市の地域特性を活かし、多面的で変化に富んだ体験型の観光施策を進めます。 変更後 地域住民や商工業者、観光業者などとの連携の下、自然の豊かさと都市機能を併せもつ本市の地域特性を生かし、多面的で変化に富んだ体験型の観光施策を進めます。
55	第3節施策の内容 1④	変更前 多言語観光案内標識の整備や、外国人観光客に対応できる通訳ボランティアの確保を検討するなど、受入体制の整備・充実を図ります。 変更後 多言語観光案内標識の整備や、外国人観光客の受入体制の整備・充実を図ります。
55	第3節施策の内容 2②	変更前 地域と協働 変更後 地域との協働
56	第3節施策の内容 3⑤	変更前 文化、地域資源の活用により、観光と地域文化関連情報の総合的・多角的なPRを推進します。 変更後 文化や地域資源の活用により、観光と地域文化関連情報の総合的・多角的なPRを推進します。

58	第4節基本方針	変更前 優しい農業 変更後 やさしい農業
59	第4節施策の内容2 ③	変更前 スイートコーンを始め、 変更後 スイートコーンをはじめ、
59	第4節施策の内容2 ④	変更前 農業に関心を持つ 変更後 農業に関心をもつ
60	第4節施策の内容4 ①	変更前 農業体験等による誘客など、 変更後 農業体験等イベント化など、
61	第5節 現状	変更前 大量の花粉が原因の花粉症が社会問題となっています。 変更後 花粉が原因の花粉症が社会問題となっています。
61	第5節 現状	変更前 市では、市民や企業などとの協働による森づくりを進めるとともに、森林整備計画に基づき、林業経営の安定化や公益的機能を高める施策の推進、路網整備やスマート林業などによる効率化・低コスト化に取り組んでいます。 変更後 市では、市民や企業などとの協働による森づくりを進めるとともに、森林整備計画に基づき、林業経営の安定化や森林の公益的機能を高める施策の推進、路網整備や多摩産材の利用拡大の推進など取り組んでいます。
61	第5節 課題	変更前 ・ 林業経営の安定化を図るため、森林の公益的機能を高める施策の推進、路面整備やスマート林業などによる高効率化・低コスト化に引き続き取り組む必要があります。 ・ 林業の再生や木材関連産業の活性化、森林の循環を図るため、多摩産材の利用拡大の推進が必要です。 ・ 林業の現状や森林の公益性をPRするため、市民や企業などと連携した森づくりに引き続き取り組む必要があります。 変更後 ・ 伐期を迎えた豊富な森林資源の活用、林業の担い手の確保・育成、施策の効率化・低コスト化の推進など、林業経営基盤の整備に取り組むこと

		が必要です。 間伐等による森林の健全化、市民や企業などとの協働による森づくりの拡充など、公益的機能の維持増進に取り組むことが必要です。
63	第5節施策の内容1 ④	変更前 間伐などの森林整備に加え、 変更後 間伐等の森林整備に加え、
63	第5節施策の内容2 ①	変更前 間伐等の保育に対する支援をするとともに、 変更後 間伐等に対する支援を行うとともに、
64	第6節現状	変更前 近年、水質改善等により天然アユの東京湾からの遡上が確認されており、かつては江戸幕府へ上納されていた「献上鮎」のような美味しい江戸前アユの復活が期待されています。 変更後 東京都では、多摩川におけるアユの遡上調査を行っており、令和2年では、推定37万尾の遡上が確認されました。これらのアユが、かつては江戸幕府へ上納されていた「江戸前アユ」のように、水産資源として活用されることが期待されます。
64	第6節課題	変更前 水産振興に向け、江戸前アユの復活に取り組み、アユのブランド化等を進めることが必要です。 変更後 水産振興に向け、アユのブランド化等を進めることが必要です。

・第3章：市民生活・環境分野

68	第1節 現状	変更前 少子高齢化や核家族化、共働き家庭の増加などを背景に、地域におけるコミュニティ活動への参加者の減少や組織の担い手の高齢化などが進んでいます。平成30年度に85町内会・自治会に加入している世帯数は、17,669世帯（加入率50.1%）で、加入率は10年前に比べて10.5ポイント減少しています。 変更後 少子高齢化や核家族化、共働き家庭の増加などを背景に、地域におけるコミュニティ活動への参加者の減少や組織の担い手の高齢化などが進んでいます。令和3年度に83町内会・自治会に加入している世帯数は、16,159世帯（加入率44.6%）で、加入率は10年前に比べて13.6ポイント減少しています。
68	第1節 現状	変更前 平成30年度登録数は、80団体（1,627人）となっており、10年前と比べる

		と半数以下に減少しています。 変更後 令和2年度の会館利用件数は、1,825件となっており、10年前と比べると約5割に減少しています。
69	第1節 課題と対応の方向性	変更前 地域の繋がり 変更後 地域のつながり
69	第1節 課題と対応の方向性	変更前 アメリカの子ども達 変更後 アメリカの子どもたち
69	第1節 基本方針	変更前 市民が郷土に誇りを持ち 変更後 市民が郷土に誇りをもち
69	第1節 基本方針	変更前 視野を持つ人材 変更後 視野をもつ人材
71	第1節 施策の内容 2③	変更前 国際的視野を持つ 変更後 国際的視野をもつ
72	第2節 現状	変更前 令和3年1月現在の認定者は806人となっています。 変更後 令和3年3月現在の認定者は805人となっています。
72	第2節 現状	変更前 大規模地震の発生についても近い将来発生が予測されていることから、災害に対する関心は一層高まっています。 変更後 近い将来、大規模地震の発生が予測されていることから、災害に対する関心は一層高まっています。
72	第2節 現状	変更前 就労形態の変容 変更後 就労形態の多様化
72	第2節 現状	変更前 警察署 変更後

		警察
73	第2節 課題と対応 の方向性	変更前 災害に関する 変更後 災害に対する
73	第2節 課題と対応 の方向性	変更前 一人一人が交通安全意識を高く持つことが必要です。 変更後 一人一人が交通安全意識を高くもつことが必要です。
75	第2節 施策の内容 1②	変更前 住民が個々に 変更後 市民が個々に
75	第2節 施策の内容 1④	変更前 消防署 変更後 消防
75	第2節 施策の内容 1⑦	変更前 避難者の受入 変更後 避難者の受入れ
78	第3節 課題と対応 の方向性	変更前 2050年温室効果ガス排出量実質ゼロ 変更後 ゼロカーボンシティ
78	第3節 基本方針	変更前 地球規模の環境問題である地球温暖化 変更後 地球規模の環境問題である温暖化
79	第3節 施策の内容 1①	変更前 導入の推奨 変更後 導入推奨
79	第3節 施策の内容 1②	変更前 プラスチックごみの 変更後 プラスチックごみによる
80	第3節 施策の内容 3①	変更前 ① 国や都と連携した地球温暖化対策の推進 2050年温室効果ガス排出量実質ゼロに向け、国や都と連携して温室効果ガスの削減に努めるとともに、

		変更後 ① 国や東京都と連携した地球温暖化対策の推進 ゼロカーボンシティに向け、国や東京都と連携して温室効果ガスの削減に努めるとともに、
80	第4節 基本方針	変更前 「環境都市あきる野」 変更後 持続的発展が可能な社会
82	第4節 施策の内容 1③	変更前 有害鳥獣などの対策 変更後 有害鳥獣などへの

・第4章：保健福祉分野

86	第1節 現状	変更前 重症化が懸念される高齢者の感染症対策として、インフルエンザ予防接種の促進と普及・啓発に取り組み、平成29年度の接種率は38.6%となっており、5年前と比べて2.2ポイント増加しています。 変更後 重症化が懸念される高齢者の感染症対策として、インフルエンザ予防接種の促進と普及・啓発に取り組み、令和元年度の接種率は42.8%となっており、4年前と比べて3.3ポイント増加しています。
86	第1節 課題と対応の方向性	変更前 身近な地域で必要な時に 変更後 身近な地域で必要なときに
87	第1節 基本方針	変更前 関心を持ち 変更後 関心をもち
88	第1節 施策の内容1①	変更前 歯科医を持つ 変更後 歯科医をもつ
93	第2節 施策の内容3①	変更前 安全・安心の確保 変更後 安全・安心を確保
98	第4節 現状	変更前 令和2年10月1日現在の要支援・要介護認定者は3,698人となり、平成27年と比べて約12.07%増加しています。

		変更後 令和2年10月1日現在の要支援・要介護認定者は3,698人となり、平成27年と比べて635人増加しています。
98	第4節 課題と対応の方向性	変更前 高齢者の自立支援と介護予防 変更後 高齢者の介護予防と自立支援
99	第4節 基本方針	変更前 誰もが生きがいを持ち 変更後 誰もが生きがいをもち
100	第4節 施策の内容 3①	変更前 外国人材 変更後 外国人介護人材
100	第4節 施策の内容 3②	変更前 よりよい 変更後 より良い
103	第5節 現状	変更前 生活に困窮している市民に対する生活保護の状況は、令和元年度末には687世帯（962人）となっており、平成27年度と比べて約1.01倍の世帯数となっています。 変更後 生活に困窮している市民に対する生活保護の状況は、令和2年度で696世帯（949人）となっています。このうち高齢者世帯の占める割合は、49.86%となっており、平成27年度と比べて3.03ポイント増加しています。
103	第5節 課題と対応の方向性	変更前 生活保護世帯数が 変更後 生活保護世帯数は、
103	第5節 課題と対応の方向性	変更前 サービスの実証状況 変更後 サービスの実施状況
104	第5節 施策の内容 1③	変更前 課題を持つ 変更後 課題をもつ
105	第5節 施策の内容	変更前

	1 ⑥	利用しやすいようにはじめから考えてデザインするというユニバーサルデザインを基本としたまちづくりを推進します。また、学校教育や様々な施設や団体でのボランティア活動を通して、様々な心身の特性や考え方を持つ全ての人々が 変更後 利用しやすいように始めから考えてデザインするというユニバーサルデザインを基本としたまちづくりを推進します。また、学校教育や様々な施設や団体でのボランティア活動を通して、様々な心身の特性や考え方をもちつ全ての人々が
--	-----	---

・第5章：教育・文化・スポーツ分野

108	第1節 課題と対応の方向性	変更前 人権教育の推進に関わる取組をもとに 変更後 人権教育の推進に関わる取組を基に
108	第1節 課題と対応の方向性	変更前 配偶者などから 変更後 配偶者等から
110	第1節 施策の内容 2 ①	変更前 全ての市民が性別にとらわれることなく 変更後 全ての市民が性別や年齢にとらわれることなく
110	第1節 施策の内容 2 ②	変更前 ② 配偶者等からの暴力の防止と被害者保護 配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発と相談窓口の充実を図ります。また、被害者の安全確保を図ります。 変更後 ② 配偶者等からの暴力の防止と被害者への支援 配偶者等からの暴力防止に向けた意識啓発と相談窓口の充実を図ります。また、被害者の安全確保を図るとともに自立に向けた支援を行います。
110	第1節 施策の内容 2 ③	変更前 市民誰もがいきいきと活動できるワーク・ライフ・バランスの取組を推進します。 変更後 市民誰もがやりがいと充実感を持っていきいきと活動できるワーク・ライフ・バランスの取組を推進します。
111		変更前 ・ 市では、学校教育や家庭教育、社会教育、スポーツ、レクリエーションなど、人々が生涯に行うあらゆる学習を示す生涯学習について、市民等

		への学習機会の提供等に取り組んでいます。 ・ 市民においても、サークル活動などを通じて、自主的な生涯学習活動に取り組んでいます。 変更後 ・ 市では、市民が生涯を通じて行うあらゆる学習について、学習の場や学習成果を活かす機会の提供等に取り組んでいます。 ・ 市では、市民のサークル活動など、自主的な生涯学習活動の支援に取り組んでいます。
113	第3節 現状	変更前 不登校状況にある児童・生徒に対して、学校、せせらぎ教室、家庭、関係機関が連携して支援し、学校復帰及び社会的自立を促す取組を行います。 変更後 市では、不登校状況にある児童・生徒に対して、学校、せせらぎ教室、家庭、関係機関が連携して支援し、学校復帰や社会的自立を促す取組を行っています。
113	第3節 現状	変更前 市では、教育相談所の臨床心理士や相談員による巡回相談を実施し、学校における健全育成に向けた指導・助言を行っています。令和元年度において、教育相談所では341件（延べ1,998回）の相談を受け、相談内容について、学校と情報共有をしています。 変更後 市では、教育相談所の臨床心理士や相談員による巡回相談を実施し、学校における健全育成に向けた指導・助言を行っています。令和元年度は、教育相談所で341件（延べ1,998回）の相談を受け、相談内容などについては、学校と共有しています。
116	第4節 現状	変更前 国によるGIGAスクール構想を踏まえ、児童・生徒一人一人にICT機器を配布し、ICT教育を推進しています。 変更後 国によるGIGAスクール構想を踏まえ、児童・生徒一人一人にタブレット端末を貸与し、ICT教育を推進しています。
116	第4節 現状	変更前 市では、日の出町との連携のもと、学校給食センターの整備に取り組んでいます。 変更後 市では、日の出町との連携の下、新学校給食センターの整備に取り組んでいます。
116	第4節 課題と対応の方向性	変更前 よりよい社会と幸福な人生の作り手となる力を育む必要があります。 変更後 より良い社会と幸福な人生のつくり手となる力を育む必要があります。

118	基本方針	変更前 ユニバーサルデザインを視点とした授業づくり 変更後 ユニバーサルデザインの視点を持った授業づくり
118	施策の内容 1 ①	変更前 取り組む態度を養うために、個性を生かし多様な人々との協働を促す教育を推進します。 変更後 取り組む姿勢を養うために、個性を生かし、多様な人々との協働を促す教育を推進します
118	施策の内容 1 ③	変更前 特別な支援を要する児童・生徒 変更後 特別な支援を必要とする児童・生徒
118	第 4 節 施策の内容 1 ③	変更前 その持てる力を高め 変更後 そのもてる力を高め
119	第 4 節 施策の内容 1 ⑥	変更前 主体的・対話的で深い学び 変更後 主体的・対話的かつ深い学び
119	第 4 節 施策の内容 1 ⑧	変更前 学校において組織的・計画的に食育の推進を図り、豊かな食生活への知識を深めるとともに、家庭、地域及び関係機関の連携により児童・生徒に望ましい食習慣を身に付けさせるなど、学校における食育を推進します。 変更後 学校給食等を通じ、豊かな食生活への知識を深めるとともに、家庭、地域及び関係機関の連携により児童・生徒に望ましい食習慣を身に付けさせるなど、組織的・計画的な食育を推進します。
119	第 4 節 施策の内容 2 ②	変更前 各種検診を充実し、児童・生徒の健康保持に努めるとともに、関係者の連携強化により、組織的、計画的に健康づくりに取り組むための推進体制を整備するなど、学校保健の充実を図ります。 変更後 児童・生徒の健康保持のため、学校医等関係者との連携強化を図り、各種検診を適正に実施します。
119	第 4 節 施策の内容 2 ③	変更前 スクールガード・リーダーの配置など 変更後

		スクールガード・リーダーを配置するなど
120	第5節 現状	変更前 スポーツ施設により、 変更後 スポーツ施設、図書館により
120	第5節 現状	変更前 五日市郷土館で展示しています。 変更後 五日市郷土館等で展示しています。
121	第5節 施策の内容 1②	変更前 自然を活かした独自の学習活動を展開します。 変更後 自然を生かした独自の学習活動を展開します。
121	第5節 施策の内容 1②	変更前 社会教育活動を実施する際に必要となる学習情報について、図書館の機能向上を図り、文字・音声・映像など各種資料や地域の課題解決に向けた情報の収集と情報提供の充実に取り組みます。また、乳幼児から高齢者まで幅広い利用者のニーズに対応するため、図書館サービスの向上を図るとともに図書館ボランティアの育成・活用を推進します。 変更後 市民が自ら学ぶことができるよう、図書館の機能向上を図り、文字・音声・映像などによる資料や情報の収集と提供の充実に取り組みます。また、乳幼児から高齢者まで幅広い利用者のニーズに対応するため、図書館サービスの向上を図るとともに図書館ボランティアの育成・活用を推進します
122	第5節 施策の内容 3②	変更前 囃子や獅子舞などの保存団体で構成する連合会の活動に対して指導・助言を行い、夏まつりでの公開など、芸能の保存・伝承活動を支援します。また、農村歌舞伎の上演に必要な道具類を必要に応じて歌舞伎保存団体に提供するとともに、歌舞伎の公開等に際して指導・助言を行います。さらに、農村歌舞伎等の芸能の公開と保存・伝承活動を支援します。 変更後 囃子や獅子舞などの保存団体で構成する連合会が夏まつりなどで実施する公開の活動に対して支援するとともに、歌舞伎保存団体が実施する農村歌舞伎の上演に必要な道具類を提供し、支援するなど、伝統芸能の保存・伝承活動の支援に取り組みます。
122	第5節 施策の内容 4①	変更前 ① ライフステージ・ライフスタイルに応じたスポーツの推進 誰もがスポーツを楽しむことができるよう、NPO法人あきる野市スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブなどと連携して、幅広い世代に向けた情報発信や多様なスポーツ教室を開催することにより、スポーツ活動の機

		会の充実を図ります。 変更後 ① ライフステージ、ライフスタイルに応じたスポーツの推進 誰もが生涯を通じてスポーツ・レクリエーション活動に親しみ、身近で気軽にスポーツを楽しめるよう、幅広い世代に向けた情報の発信や多様なスポーツ教室の開催などに取り組み、スポーツの推進を図ります。
122	第5節 施策の内容 4②	変更前 スポーツ推進委員、NPO法人あきる野市スポーツ協会所属の指導者、ボランティアの育成・支援と連携、総合型スポーツクラブの活動支援と連携などに取り組み、地域団体との連携によるスポーツの振興を図ります。 変更後 NPO法人あきる野市スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブなどを支援し、地域団体の主体的な活動を推進するとともに、指導者・ボランティアの育成や幅広い世代のスポーツの振興に地域団体と連携し取り組みます。
122	第5節 施策の内容 4③	変更前 ③ 市の特性を活かしたスポーツの推進 市民がスポーツへの関心を高め、心身の健康増進や体力向上を図る活動を手軽かつ継続的に取り組めるよう、身近な地域の豊かな自然環境を活かしたウォーキングなど、市の特性を活かしたスポーツ活動を推進します。 変更後 ③ 市の特性を生かしたスポーツの推進 市民がスポーツへの関心を高め、心身の健康増進や体力向上を図る活動を手軽かつ継続的に取り組めるよう、身近な地域の豊かな自然環境を生かしたウォーキングなど、市の特性を生かしたスポーツ活動を推進します。

・第6章：行財政分野

125	第1節 施策の内容 1②	変更前 変動計画書 変更後 変動計算書
126	第1節 施策の内容 2①	変更前 不用財産の売却や貸付、 変更後 未利用地の売却や貸付け、
126	第1節 施策の内容 2⑤	変更前 計画的な産業立地の推進（再掲） 変更後 計画的な企業立地の推進（再掲）
128	第2節 現状	変更前

		多岐にわたるとともに量が多く 変更後 多岐にわたるとともに数が多く
128	第2節 課題と対応の方向性	変更前 繋げていくこと 変更後 つなげていくこと
128	第2節 基本方針	変更前 ファシリティマネジメント 変更後 ファシリティ・マネジメント
130	第2節 施策の内容 2①	変更前 トータルコストの縮減 変更後 トータルコストを縮減
131	第3節 課題と対応の方向性	変更前 今後も、大規模災害等が発生する可能性があることから、危機管理体制を維持するとともに、必要に応じた体制の見直しや充実が必要です。 変更後 今後も、大規模災害等が発生する可能性があることから、職員一人一人が自己の役割を理解し、災害時迅速に組織的な対応が実施できるよう、平常時から訓練や事前防災として必要な備えを行う必要があります。その上で、現行の危機管理体制を維持するとともに、必要に応じた体制の見直しや充実が必要です。
131	第3節 基本方針	変更前 大規模な自然災害等に対応するため、危機管理体制の更なる整備が必要です。 変更後 大規模な自然災害等に対応するためには、職員の育成と危機管理体制の更なる整備を進めます。
132	第3節 施策の内容 1②	変更前 ② 職員体制の活性化 変更後 ② 職員の資質向上
132	第3節 施策の内容 1③	変更前 不祥事の未然防止、住民等とのトラブルの防止に向け、ICT施策の推進状況も踏まえ、法令遵守、情報セキュリティ対策などの徹底と浸透を図るとともに、リスク管理（マネジメント）の手法の整備など、内部統制機能の仕組みについて、検討・構築します。 変更後

		不祥事の未然防止、住民等との信頼確保に向け、ＩＣＴ施策の推進状況も踏まえ、法令遵守、情報セキュリティ対策などの徹底と浸透を図るとともに、リスク管理の手法の整備など、内部統制機能の仕組みについて、検討・構築します。
133	第３節 施策の内容 ２①	変更前 市民の生命、身体及び財産並びに市政に重大な影響を及ぼす全ての危機に対応するため、危機管理体制を整備します。また、平常時から組織や職員の危機意識の向上と危機管理能力の向上に努め、危機への段階的な対応や迅速かつ的確な対応を図ります。 変更後 市民の生命、身体及び財産並びに市政に重大な影響を及ぼす全ての危機に対応するため、危機管理体制の強化に取り組みます。また、平常時から組織や職員の危機意識の向上と危機管理能力の向上に努め、危機への段階的な対応や迅速かつ的確な対応を図ります。
134	第４節 現状	変更前 各活性化本部 変更後 各地区の活性化委員会
135	第４節 施策の内容 １③	変更前 始めとする様々な市民組織 変更後 はじめとする様々な市民組織
136	第４節 施策の内容 ２①	変更前 デジタルディバイド対策 変更後 デジタルデバイド対策
137	第５節 現状	変更前 西多摩地域の８市町村は、「西多摩地域広域行政圏協議会」を組織し、西多摩地域の一体的な整備と住民の福祉増進を図るため、各種事業を実施しています。また、秋川流域の３市町村では、秋川流域の開発振興や諸問題の解決のため、「秋川流域開発振興協議会」を組織しています。 変更後 西多摩地域の８市町村は、西多摩地域広域行政圏協議会を組織し、西多摩地域の一体的な整備と住民の福祉増進を図るため、各種事業を実施しています。また、秋川流域の３市町村では、秋川流域の開発振興や諸問題の解決のため、秋川流域開発振興協議会を組織しています。
137	第５節 現状	変更前 広域的な行政ニーズに対応するため、「西秋川衛生組合」「阿伎留病院企業団」「秋川流域斎場組合」などの一部事務組合により、事業の効率的な実施に取り組んでいます。 変更後

		広域的な行政ニーズに対応するため、西秋川衛生組合、阿伎留病院企業団、秋川流域斎場組合などの一部事務組合により、事業の効率的な実施に取り組んでいます。
137	第5節 現状	変更前 栗原市、大島町及びマールボロウ市と姉妹都市等の関係性を構築しており、防災、産業、教育などの分野で、各種事業を推進しています。 変更後 宮城県栗原市、大島町及び米国マールボロウ市と姉妹都市等の関係性を構築しており、防災、産業、教育などそれぞれの分野で、各種事業を推進しています。
137	第5節 課題と対応の方向性	変更前 西多摩地域及び秋川流域の広域的な課題に対応するため、今後も、「西多摩地域広域行政圏協議会」「秋川流域開発振興協議会」を通じて、行政間の連携を強化していく必要があります。 変更後 西多摩地域及び秋川流域の広域的な課題に対応するため、今後も、西多摩地域広域行政圏協議会及び秋川流域開発振興協議会を通じて、行政間の連携を強化していく必要があります。
138	第5節 施策の内容 1③	変更前 災害発生に備え、周辺市町村等との協力体制の強化を図るとともに、宮城県栗原市との友好姉妹都市災害時相互応援協定に基づく相互応援体制を充実するなど、広域的な防災対策を推進します。 変更後 大規模災害等に備え、周辺市町村等との協力体制の強化を図るとともに、宮城県栗原市との友好姉妹都市災害時相互応援協定に基づく相互応援体制を充実させるなど、広域的な防災対策を推進します。
139	第5節 施策の内容 2②	変更前 栗原市 変更後 宮城県栗原市